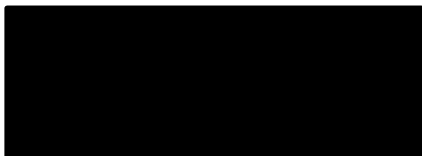


法令適用事前確認手続回答通知書

消取引第 193 号

令和 5 年 2 月 22 日



消費者庁取引対策課長
(公 印 省 略)

令和 5 年 1 月 26 日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答いたします。
なお、本回答は、特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号。以下「法」といいます。）第 14 条第 1 項及び第 15 条第 1 項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、法第 14 条第 1 項及び第 15 条第 1 項に係る条文として法第 11 条及び特定商取引に関する法律施行規則（昭和 51 年通商産業省令第 89 号。以下「省令」といいます。）第 8 条第 1 号との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではないことを付記します。

記

1 回答

(1) 照会希望①について

照会書に「特定商取引法に基づく表記欄に記載する販売者氏名について」とあることから、個人事業者が広告をする場合を前提として回答すると、照会のあった具体的事実については、照会者により提供された事実関係を前提とすれば、広告に「販売業者」すなわち営利の意思をもって反復継続して販売を行う者の氏名又は名称の表示がないといえるのであれば、法第 11 条及び省令第 8 条第 1 号の規定に違反し、法第 14 条第 1 項に規定する指示及び法第 15 条第 1 項に規定する業務停止命令の「第 11 条・・・の規定に違反し」との要件を満たすものと考えられる。

(2) 照会希望②について

照会のあった具体的事実については、照会者により提供された事実関係を前提とすれば、法第 11 条各号及び省令第 8 条各号の事項の一部を表示していない場合に、消費者からの請求があったにもかかわらず、遅滞なく書面又は電磁的記録により省略された全ての事項を提供できるような措置を講じていなければ、法第 11 条の規定に違反し、

法第 14 条第 1 項に規定する指示及び法第 15 条第 1 項に規定する業務停止命令の「第 11 条・・・の規定に違反し」との要件を満たすものと考えられる。

2 当該事実と照会対象法令との関係に関する見解及び根拠

(1) 照会希望①について

法第 11 条は、通信販売の広告について「販売業者・・・は、通信販売をする場合の商品若しくは特定権利の販売条件・・・について広告をするときは、主務省令で定めるところにより、当該広告に、当該商品若しくは当該権利・・・に関する次の事項を表示しなければならない。」と規定している。

同条第 6 号は「前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項」と規定し、省令第 8 条第 1 号は「販売業者・・・の氏名又は名称」と規定している。同条第 2 号は「販売業者・・・が法人であつて、電子情報処理組織を使用する方法により広告をする場合には、当該販売業者・・・の代表者又は通信販売に関する業務の責任者の氏名」と規定している。したがって、通信販売をする場合の商品又は特定権利の販売条件について広告をするときは、法人の場合、販売業者の名称のほか、代表者又は通信販売に関する業務の責任者の氏名を表示しなければならないのに対して、個人事業者の場合、販売業者の氏名又は名称（商業登記簿に記載された商号）を表示すれば足りる。

「販売業者」とは、販売を業として営む者であり、販売を業として営むとは、営利の意思をもって、反復継続して取引を行うことをいう。なお、営利の意思の有無についてはその者の意思にかかわらず客観的に判断されることとなる。

照会書に「サイトの所有権が販売業者として判断すべきポイント」とあり、「個人事業主である依頼者が所有するサイトの場合」（A）、「サイト所有者が受託者のようなケースでは当然に受託者が販売業者と考えられる」（B）、「サイト所有者である受託者が販売業者にあたる」（C）とあるが、照会書記載の「サイトの所有権」の意義が必ずしも明らかではないものの、照会書のいずれのケースにおいても、「サイトの所有権」によって販売業者か否かが判断されるものではなく、販売を営利の意思をもって反復継続して営む者の氏名を表示する必要がある、受託者が販売を営利の意思をもって反復継続して営む者といえず、依頼者が販売を営利の意思をもって反復継続して営む者といえるのであれば、依頼者の氏名を記載しなければならない。

(2) 照会希望②について

法第 11 条ただし書は、通信販売の広告における表示すべき事項を表示しないことができる場合について「当該広告に、請求により、これらの事項を記載した書面を遅滞なく交付し、又はこれらの事項を記録した電磁的記録を遅滞なく提供する旨の表示をする場合には、販売業者・・・は、主務省令で定めるところにより、これらの事項の一部を表示しないことができる。」と規定している。

同条ただし書の規定に適合する表示であるためには、①取引内容等についての事項

が表示されている書面又は電磁的記録である旨及び②請求に応じて遅滞なく送付する旨が分かるものであることが必要である。実際に請求があった場合に「遅滞なく」書面又は電磁的記録により省略された全ての事項を提供できるような措置を講じていなければ、同条ただし書によって省略をすることはできない。

照会書に「消費者からの請求に応じるか否かは販売者の裁量に委ねられると考える。」とあるが、同条ただし書には、消費者から請求があった場合に、その請求に応じるか否かについて販売業者の裁量を認める規定はないため、消費者からの請求に応じるか否かは販売業者の自由裁量に委ねられるものではない。

以上